

(一財)食品産業センター 環境委員会 NEWS

No. 70

平成29年4月25日発行

<http://www.shokusan.or.jp/kankyo/committee/index.html>

(一財)食品産業センター環境委員会 事務局 加藤・渡邊

TEL:03-3224-2384/FAX:03-3224-2398

Mail : m-kato@shokusan.or.jp

=====

賛助会員各位

日頃より(一財)食品産業センター 環境委員会の活動にご理解とご協力賜り誠にありがとうございます。
ごぞいます。

配信記事

省エネ法定定期報告書の変更等について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の「省エネ法定定期報告書の変更等」について、農林水産省 食料産業局 バイオマス循環資源課 食品産業環境対策室 環境対策班より通知がありましたのでご連絡申し上げます。

(記)

省エネ法及び温対法の改正に伴い、平成29年度からの報告様式が変更になりました。また、一昨年より定期報告書等について電子化の推進が行われておりますので併せて御連絡申し上げます。

※省エネ法定定期報告書については、エネルギー使用量1500kl/年（原油換算）の事業者が報告対象となります。

(参考) 省エネ定期報告書関連 URL (資源エネルギー庁 HP)

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/procedure/#haedline02

(参考) 温室効果ガス算定・報告・公表制度ホームページ

<http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/manual>

※添付資料：H29 定期報告書変更内容・29 省エネ定期報告書・定期報告書等の電子化推進について

※環境委員ニュースは、メール又は FAX で配信しています。FAX 版は、添付資料等により送付数が多くなることや、内容を当方より指定させていただいた URL にて別途ご確認をお願いすることがございます。そのため、出来るだけメール配信といたしたく考えます。現在、FAX で配信させていただいている方で、メール配信にご変更いただける方は、事務局までご連絡をお願いします。

変更① 温対法と省エネ法の不整合部分に係る報告の追加

- 平成17年の省エネ法改正では事業者の負担軽減するための措置として、省エネ法定期報告書にCO₂排出量等に関する報告を追加し、この報告をもって温対法の報告と代えることとしている。しかし、温対法と省エネ法の報告対象の不整合によって報告義務を負う年度に1年間のズレが生じる工場等が存在しているため、当該工場等におけるCO₂排出量等に関する報告を追加する。

変更② 京都メカニズムクレジットの調整期間終了に伴う省エネ法定期報告書様式変更

- 平成27年11月の京都議定書第一約束期間の調整期間終了に伴い、京都メカニズムクレジットの償却期限が満了となるため、様式から関係部分を削除する。

変更③ ベンチマーク拡大に伴う省エネ法定期報告書様式の一部修正

- 現行様式において、定期報告書様式で、工場等判断基準（告示）別表第6表（ベンチマーク指標及び中長期的に目指すべき水準）区分を引用する記載があるが、今後のベンチマーク拡大の方針に併せて、引用部分を修正する。

変更④ ISO50001の把握に係る省エネ法定期報告書の報告欄の追加

- 定期報告書様式では、工場等判断基準（告示）の基準部分及び目標部分に関して報告されている。今回、目標部分に記載のあるISO50001の活用状況に関する報告欄を追加する。

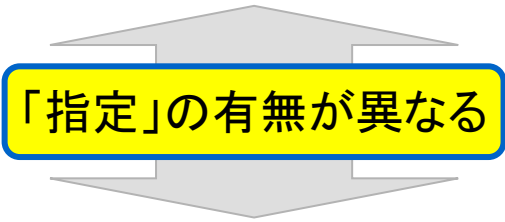
変更⑤ 法人番号の報告欄の追加

- 番号法第4条に基づき、法人番号の利用による識別管理を促すため、省エネ法で規定される申請等の様式に法人番号の記入欄を追加する。

変更① 温対法と省エネ法における報告対象（事業所単位）の定義の違い

温対法における報告対象（特定事業所）の定義

- 特定事業所（温対法）とは、エネルギー使用量が1500kl/年（原油換算）を超えた事業所（温対法政令第6条第1号）



「指定」の有無が異なる

省エネ法における報告対象（エネルギー管理指定工場等）の定義

- 指定工場等（省エネ法）とは、エネルギー使用量が1500kl/年（原油換算）を超え、経済産業大臣に指定された事業所（省エネ法第7条の4及び第17条）

省エネ法における定期報告書（温対法の報告とみなす）

- 事業者単位の報告（特定表）及びエネルギー管理指定工場等単位の報告（指定表※）を主務大臣に毎年度7月末までに提出する。

※エネルギー管理指定工場等を設置している場合のみ

既存の特定事業者のエネルギー管理指定工場等の追加について（変更あり）

- 既に特定事業者指定されている事業者が設置していた未指定工場等のエネルギー使用量が1500kl/年（原油換算）を超えた場合には、当該事業者は、定期報告書（提出期限：7月末）中の特定表（特定－第11表）で報告を行う。
- この時点では、当該工場等は未だ指定工場ではないため、定期報告書では当該未指定工場に係る指定表は提出されない。
- 他方、温対法においては省エネ法上の指定の有無に関わらず報告義務がある。

⇒ 定期報告書中で未指定工場のCO₂排出量等に関する報告もさせることとし、省エネ法と温対法を一体的に運用することとしたい。

特定－第11表 現在エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第6条に定める数値以上の工場等の一覧						
工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における細分類番号			工場等に係る事業の名称	エネルギーの使用量（原油換算）
	〒					
	〒					
	〒					
	〒					
	〒					
	〒					
	〒					
	〒					

現行では、当該工場等に係る指定表が提出されていない
※提出時点ではエネルギー管理指定工場等の指定を受けていないため。

変更点

温対法では指定の有無にかかわらず報告が必要であるため、定期報告書の中で当該工場等のCO₂排出量等に関する事項の報告を追加

(参考) 新規の特定事業者のエネルギー管理指定工場の指定について (変更なし)

- 初めてエネルギー使用量が1500kl/年(原油換算)を超えた事業者は、特定事業者と当該事業者の設置するエネルギー管理指定工場等についての届け出を5月末に行う。
- 経済産業大臣は、新規指定工場等として、指定を行う。
- 事業者は、定期報告書（事業者単位の報告（特定表）及びエネルギー管理指定工場等単位の報告（指定表））を、7月末までに国に報告する。（＝温対法の報告となる。）

エネルギー使用状況届出書

殿

住 所
法人名
代表者の役職名
代表者の氏名 印

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第7条第3項又は第19条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1. 事業者に関する事項

事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒
主たる事業	
細分類番号	
エネルギーの使用量 (年度)	原油換算 kl
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者	該当する 該当しない

2. エネルギーの使用量がエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第6条に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	細分類番号 事業の名称	エネルギーの使用量 (原油換算 kl)
	〒		
	〒		

3. 作成担当者連絡先

所 在 地	〒
-------	---

特定事業者に係る部分

エネルギー管理指定工場等に係る部分

変更② 京都メカニズムクレジットの廃止について

- 平成17年2月に発効した京都議定書第三条の規定に基づく約束を履行するため、温対法の報告において京都メカニズムクレジットを活用可能としていた。
- この度、京都議定書第一約束期間の調整期間が平成27年11月に終了したため、定期報告書様式から京都メカニズムクレジットに関連する部分の削除を行う。

特定-第12表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

排出年度: _____ 年度

1～5 (略)

6の1 調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた京都メカニズムクレジットの量、国内総経排出削減量及び海外総経排出削減量の量

種 別	合 計 量
1. 京都メカニズムクレジット	t-CO ₂
2.	t-CO ₂
3.	t-CO ₂
4.	t-CO ₂

備考1 本表の1. の欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた京都メカニズムクレジット（地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第6項に規定する算定相当量をいう。以下同じ。）の合計量を記載すること。併せて、特定-第12表の6の2に、本欄に記載した京都メカニズムクレジットに係る情報を記載すること。

2 本表の2. の以降の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内総経排出削減量の種別ごとの合計量並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める海外総経排出削減量の種別ごとの合計量を記載すること。併せて、特定-第12表の6の3に、本欄に記載した国内総経排出削減量に係る情報を、特定-第12表の6の4に、本欄に記載した海外総経排出削減量に係る情報を記載すること。

6の2 京都メカニズムクレジットに係る情報

識別番号	移転日	移転した量
～		t-CO ₂
～		t-CO ₂
～		t-CO ₂
～		t-CO ₂
合 計 量		t-CO ₂

備考1 移転日の欄には、国の管理口座への移転を行った日を記載すること。

2 本表に記載したすべての京都メカニズムクレジットについて、特定排出者が国の管理口座への移転を行

変更点

京都メカニズムクレジットに関連する部分の削除

変更③ ベンチマークの業種拡大について

- 平成28年4月『エネルギー革新戦略』の中で徹底した省エネを実現するための具体的施策として、「全産業のエネルギー消費の7割をカバーすることを目指す」ことが示された。
- 上記に伴い、定期報告書様式中のベンチマーク指標の状況を報告する部分を一部修正する（備考中「1Aから6Bまで」の区分の説明を削除）。

特定-第6表 ベンチマーク指標の状況（該当する事業者のみ記入）

区分	対象となる事業の名称 (セクター)	ベンチマーク指標の状況 (単位)	対象事業のエネルギー使用量 (原油換算 kl)

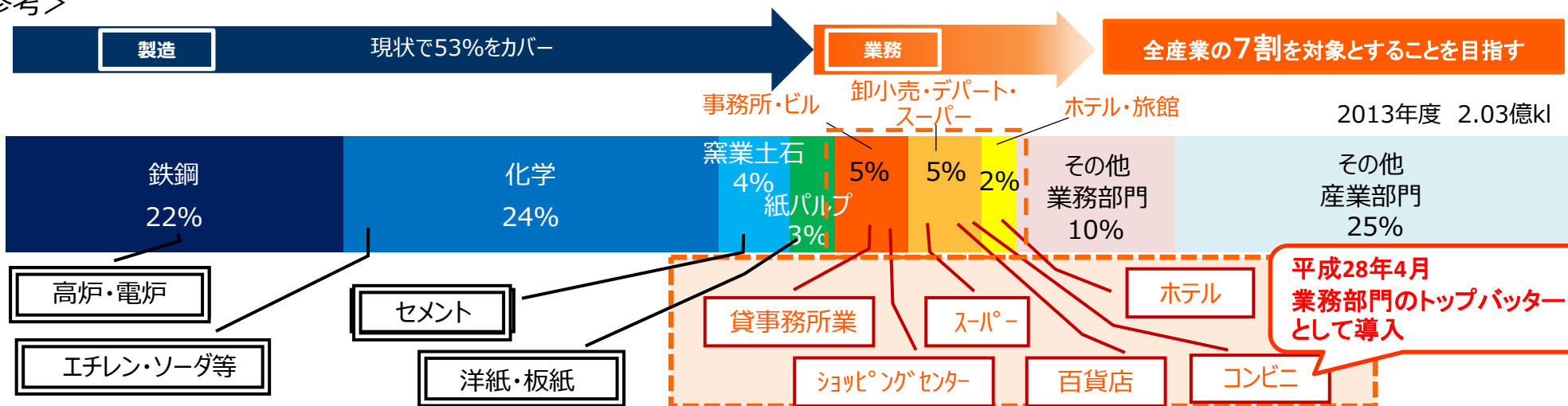
備考 「区分」の欄には、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準(平成21年3月31日経済産業省告示第66号)の別表第6に規定する区分(1Aから6Bまで)のいずれかを記入すること。

変更点

対象業種の拡大に伴い削除

様式第9 定期報告書 特定-第6表（イメージ）

<参考>



変更④ ISO50001の把握について

- 定期報告書では、工場等判断基準の基準部分と目標部分（エネルギー消費原単位等、ベンチマーク）について報告することになっている。
- 今回、目標部分に記載のあるISO50001について、取組状況の把握や評価のため、報告欄を追加する。

工場等判断基準の構成（告示）

I 基準部分

<前段>

事業者及び連鎖化事業者が工場等全体を俯瞰して取り組むべき事項として以下のア～クまでの8項目を規定

- ア. 管理体制を整備
- イ. 責任者（エネルギー管理統括者）を配置
- ウ. 取組方針（目標、設備新設、更新）を規定
- エ. 取組方針の遵守状況を確認・評価、改善指示
- オ. 取組方針、遵守状況の評価手法を定期的に精査、変更
- カ. 省エネに必要な資金、人材を確保
- キ. 従業員に対して、取組方針を周知、省エネ教育を実施
- ク. エネルギー使用量、管理体制、取組方針等の管理

1 事務所：主要な設備について、その管理、計測・記録、保守・点検、新設に当たっての措置の基準を規定

（1）空気調和設備、換気設備 ～ （8）その他

2 工場等：エネルギーの使用に係る各過程について、その管理、計測・記録、保守・点検、新設に当たっての措置の基準を規定

（1）燃料の燃焼の合理化 ～ （6）電気の動力、熱等への変換の合理化

<前段>

● 事業者及び連鎖化事業者が中長期的に努力し、計画的に取り組むべき事項について規定

- 設置している工場全体として又は工場等ごとに、エネルギー消費原単位又は電気需
- ベンチマーク達成に向けた努力
- ISO50001の活用の検討 等

変更点

中長期的にみて年平均1%以上低減の努力

II 目標部分

1-1 事務所：主要な設備について、事業者として検討、実施すべき事項を規定

（1）空気調和設備 ～ （9）電気使用設備

1-2 工場等：主要な設備について、事業者として検討、実施すべき事項を規定

（1）燃焼設備 ～ （8）工場エネルギー管理システム

2. その他エネルギーの使用の合理化に関する事項

（1）熱エネルギーの効率的利用のための検討 ～ （6）エネルギーの使用の合理化ツールや手法の活用

ISO50001の活用状況について、
報告内容を追加
※他の事項については、既に報告されている。

変更⑤ 法人番号の報告欄の追加

- 事業者から報告を受ける申請様式（様式第1～9、様式第11～20及び様式第21～25）について、法人番号を報告する記載欄

※受理年月日

※処理年月日

エネルギー使用状況届出書

殿

年 月 日

住 所

法人名

法人番号

代表者の役職名

代表者の氏名

印

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第7条第3項又は第19条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1. 事業者に関する事項

事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒

変更点

法人番号記載欄の追加

※受理年月日	
※処理年月日	

定 期 報 告 書

殿

年 月 日

住 所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

印

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第15条第1項（法第19条の2第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり報告します。

事業者単位での報告

特定一第1表 事業者の名称等

特定事業者番号又は 特定連鎖化事業者番号										
特定排出者番号										
事業者の名称										
主たる事務所の所在地	〒									
主たる事業										
細分類番号					／					
エネルギー管理統括者の 職名・氏名	職名 氏名									
エネルギー管理企画推進者の 職名・氏名・勤務地・連絡先	職名 氏名 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 勤務地 〒 電話（ — — ） FAX （ — — ） メールアドレス									
前回報告からの事業者の名称及び所在地についての変更の有無 有・無										
有の場合 変更前の事業者の名称 ： _____										
変更前の事業者の所在地 ： 〒 _____										

備考 「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること

特定－第2表 事業者のエネルギーの使用量及び販売した副生エネルギーの量

エネルギーの種類			単位	年度					
				使用量		販売した副生エネルギーの量		購入した未利用熱の量	
				数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ
燃料 及 び 熱	原油(コンデンセートを除く。)		kl						
	原油のうちコンデンセート(NGL)		kl						
	揮発油		kl						
	ナフサ		kl						
	灯油		kl						
	軽油		kl						
	A重油		kl						
	B・C重油		kl						
	石油アスファルト		t						
	石油コークス		t						
	石油ガス	液化石油ガス(LPG)	t						
		石油系炭化水素ガス	千m³						
	可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)	t						
		その他可燃性天然ガス	千m³						
	石炭	原料炭	t						
		一般炭	t						
		無煙炭	t						
	石炭コークス		t						
	コールタール		t						
	コークス炉ガス		千m³						
	高炉ガス		千m³						
	転炉ガス		千m³						
	その他の燃料	都市ガス	千m³						
		()							
	産業用蒸気		GJ						
	産業用以外の蒸気		GJ						
	温水		GJ						
	冷水		GJ						
	小計		GJ						
電気	電気事業者	昼間買電	千 kWh						
		夏期・冬期における電気需要平準化時間帯	千 kWh	()	()				
		夜間買電	千 kWh						
	その他	上記以外の買電	千 kWh						
		自家発電	千 kWh						
	小計		千 kWh						
合 計GJ									
原油換算 kl				㊦		㊦		㊦'	
前年度原油換算 kl									
対前年度比(%)									

備考 「夏期・冬期における電気需要平準化時間帯」については、昼間買電の内数であるため「()」としている。「電気」の「小計」で重複計上しないこと。

特定－第3表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位等及び電気需要平準化評価原単位等

1 エネルギーの使用に係る原単位等

番 号	事業分類					事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位等の計算									
						エネルギー の使用量 （原油換算 kl）	販売した副 生エネルギ ーの量 （原油換算 kl）	購入した未 利用熱の量 （原油換算 kl）		◎の構成割 合 （%）	生産数量又は建 物延床面積その 他のエネルギー の使用量と密接 な関係をもつ値 ⑤	エネルギー の使用に係 る原単位	エネルギ ーの使用に係 る前年度の 原単位	エネルギーの 使用に係る原 単位の対前年 度比 （%）	エネルギーの 使用に係る原 単位の対前年 度比の寄与度 （%）
						④	⑥	⑥'	③=④-⑥ -⑥'	④=◎/⑩ ×100		⑦=◎/⑤	⑧	⑨=⑦/⑧ ×100	⑪=④×⑨ /100
1	工場等 に係る事業 の名称														①
	細分類 番号														
2	工場等 に係る事業 の名称														②
	細分類 番号														
3	工場等 に係る事業 の名称														③
	細分類 番号														
事業者全体						⑤ (合計)	⑥ (合計)	⑥' (合計)	⑩ (合計)	100%	⑪ (名称：) (単位：)	⑭	⑮	⑯=⑭/⑮ × 100	
														⑰= ①+②+③+...	

備考 1 エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入する。
2 工場等に係る事業の名称及び細分類番号は、日本標準産業分類とする。事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
3 事業者全体の「エネルギーの使用に係る原単位⑭」の算出が難しい場合は、「エネルギーの使用に係る原単位の対前年度比の寄与度の合計値⑰」を事業者全体のエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比としてもよい。その際、⑪⑭⑮⑯は記入不要。
4 事業者全体の「エネルギーの使用に係る原単位⑭」が算出できる場合は、事業分類ごとの④⑥⑥'③及び事業者全体の⑤から⑪まで記入すること。

2 電気需要平準化評価原単位等

番号	事業分類					事業分類ごとの電気需要平準化評価原単位等の計算										
						エネルギーの使用量 (原油換算kl) ㉑	電気需要平準化時間帯の買電量 (原油換算kl) ㉑'	販売した副生エネルギーの量(原油換算kl) ㉒	購入した未利用熱の量(原油換算kl) ㉒'	 ㉑'= ㉑+㉑'×(評価係数-1) -㉒-㉒'	㉓の構成割合(%) ㉓ (特定第3表1の㉓と同じ値)	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 ㉔	電気需要平準化評価原単位 ㉔'= ㉓'/㉔	前年度の電気需要平準化評価原単位 ㉕'	電気需要平準化評価原単位の対前年度比(%) ㉕'= ㉔'/㉕'×100	電気需要平準化評価原単位の対前年度比の寄与度(%) ㉖'= ㉑×㉕'/100
1	工場等に係る事業の名称											(名称：) (単位：)				㉑'
	細分類番号															
2	工場等に係る事業の名称											(名称：) (単位：)				㉒'
	細分類番号															
3	工場等に係る事業の名称											(名称：) (単位：)				㉓'
	細分類番号															
事業者全体						㉓ (合計)	(合計)	㉔ (合計)	㉔' (合計)	㉕' (合計)	100%	㉖ (名称：) (単位：)	㉖'	㉗'	㉘'= ㉖'/㉘'×100	㉘'= ㉑'+㉒'+㉓'+...
												対角線			対角線	

- 備考 1 エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入する。なお、工場等の事業分類は、「特定-第3表 1 エネルギーの使用に係る原単位等」と同じでなければならない。
- 2 事業者全体の「電気需要平準化評価原単位⑭'」の算出が難しい場合は、「電気需要平準化評価原単位の対前年度比の寄与度の合計値⑰'」を事業者全体の電気需要平準化評価原単位の対前年度比としてもよい。その際、⑬ ⑭' ⑮' ⑯' は記入不要。
- 3 事業者全体の「電気需要平準化評価原単位⑭'」が算出できる場合は、事業分類ごとの① ①' ② ②' ③' 及び事業者全体の⑩から⑬'まで記入すること。
- 4 ③'の評価係数は1.3 とすること

特定－第4表 事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位の変
化状況

1 エネルギーの使用に係る原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間平均原 単位変化
エネルギーの使用に係る原単位						
対前年度比 (%)		㉔	㉕	㉖	㉗	

備考 特定－第3表1において事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体のエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比 (%) ㉚」を求めた場合は、対前年度比 (%) のみ記入する。

2 電気需要平準化評価原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間平均原 単位変化
電気需要平準化評価原単位						
対前年度比 (%)		㉘'	㉙'	㉚'	㉛'	

備考 特定－第3表2において事業分類ごとの電気需要平準化評価原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体の電気需要平準化評価原単位の対前年度比 (%) ㉜」を求めた場合は、対前年度比 (%) のみ記入する。

特定－第5表 エネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位が改善できなかった場合の理由

1 事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位が年平均1%以上改善できなかった場合（イ）
又は事業者のエネルギーの使用に係る原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

(イ) の理由
(ロ) の理由

備考 (イ) 及び (ロ) 共に該当する場合、双方記載すること。

2 事業者の過去5年度間の電気需要平準化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合（ハ）又は
事業者の電気需要平準化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ニ）の理由

(ハ) の理由
(ニ) の理由

備考 (ハ) 及び (ニ) 共に該当する場合、双方記載すること。

特定－第6表 ベンチマーク指標の状況（該当する事業者のみ記入）

区分	対象となる事業の名称 (セクター)	ベンチマーク指標の状況 (単位)	対象事業のエネルギー使用量 (原油換算 kl)

備考 「区分」の欄には、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準(平成21年3月31日経済産業省告示第66号)の別表第6に規定する区分のいずれかを記入すること。

1 判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

Year	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
Population (millions)	7.7	7.9	8.1	8.3	8.5	8.7	8.9	9.1	9.3	9.5	9.7	9.9	10.1	10.3	10.5	10.7	10.9	11.1	11.3	11.5	11.7
GDP (trillion USD)	44.2	48.1	52.0	55.9	59.8	63.7	67.6	71.5	75.4	79.3	83.2	87.1	91.0	94.9	98.8	102.7	106.6	110.5	114.4	118.3	122.2
Life expectancy (years)	72.4	73.1	73.8	74.5	75.2	75.9	76.6	77.3	78.0	78.7	79.4	80.1	80.8	81.5	82.2	82.9	83.6	84.3	85.0	85.7	86.4
Urban population (millions)	3.5	3.7	3.9	4.1	4.3	4.5	4.7	4.9	5.1	5.3	5.5	5.7	5.9	6.1	6.3	6.5	6.7	6.9	7.1	7.3	7.5
Renewable energy capacity (GW)	1.2	1.5	1.8	2.1	2.4	2.7	3.0	3.3	3.6	3.9	4.2	4.5	4.8	5.1	5.4	5.7	6.0	6.3	6.6	6.9	7.2
CO2 emissions (Gt)	15.4	16.1	16.8	17.5	18.2	18.9	19.6	20.3	21.0	21.7	22.4	23.1	23.8	24.5	25.2	25.9	26.6	27.3	28.0	28.7	29.4
Forest cover (%)	21.5	21.4	21.3	21.2	21.1	21.0	20.9	20.8	20.7	20.6	20.5	20.4	20.3	20.2	20.1	20.0	19.9	19.8	19.7	19.6	19.5
Healthcare expenditure (USD/billion)	1.2	1.3	1.4	1.5	1.6	1.7	1.8	1.9	2.0	2.1	2.2	2.3	2.4	2.5	2.6	2.7	2.8	2.9	3.0	3.1	3.2
Renewable energy share (%)	1.2	1.5	1.8	2.1	2.4	2.7	3.0	3.3	3.6	3.9	4.2	4.5	4.8	5.1	5.4	5.7	6.0	6.3	6.6	6.9	7.2
Urban population share (%)	45.6	46.8	48.0	49.2	50.4	51.6	52.8	54.0	55.2	56.4	57.6	58.8	60.0	61.2	62.4	63.6	64.8	66.0	67.2	68.4	69.6
Renewable energy capacity (GW)	1.2	1.5	1.8	2.1	2.4	2.7	3.0	3.3	3.6	3.9	4.2	4.5	4.8	5.1	5.4	5.7	6.0	6.3	6.6	6.9	7.2
CO2 emissions (Gt)	15.4	16.1	16.8	17.5	18.2	18.9	19.6	20.3	21.0	21.7	22.4	23.1	23.8	24.5	25.2	25.9	26.6	27.3	28.0	28.7	29.4
Forest cover (%)	21.5	21.4	21.3	21.2	21.1	21.0	20.9	20.8	20.7	20.6	20.5	20.4	20.3	20.2	20.1	20.0	19.9	19.8	19.7	19.6	19.5
Healthcare expenditure (USD/billion)	1.2	1.3	1.4	1.5	1.6	1.7	1.8	1.9	2.0	2.1	2.2	2.3	2.4	2.5	2.6	2.7	2.8	2.9	3.0	3.1	3.2
Renewable energy share (%)	1.2	1.5	1.8	2.1	2.4	2.7	3.0	3.3	3.6	3.9	4.2	4.5	4.8	5.1	5.4	5.7	6.0	6.3	6.6	6.9	7.2

発電方式	発電効率 (%)	火力発電量に占める発電量比率 (%)
石炭による火力発電		
ガスによる火力発電		
石油その他の燃料による火力発電		

3 電力供給業のベンチマーク指標の向上に関して共同で実施した措置に関し、参考となる情報

[illegible]

特定－第8表 事業者のエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

<u>I エネルギーの使用の合理化の基準</u>	
ア. エネルギーの使用の合理化を図るための管理体制の整備状況	☐ 整備している ☐ 整備していない（整備完了予定年 年度）
イ. エネルギー管理に係る責任者の配置状況	☐ 配置している ☐ 配置していない
ウ. 設置している工場等又は加盟している工場等におけるエネルギーの使用の合理化の取組方針（エネルギーの使用の合理化に関する目標、設備の新設及び更新に対する方針）（以下「取組方針」という。）の整備状況	☐ 整備している ☐ 一部整備している ☐ 整備していない（整備完了予定年 年度）
エ. 設置している工場等又は加盟している工場等における取組方針の遵守確認及び評価状況（評価結果が不十分である場合には、その改善の状況）	☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない
オ. 取組方針及び遵守状況の評価手法の精査、必要に応じた変更の状況	☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない
カ. エネルギーの使用の合理化を図るために必要な資金・人材の確保の実施状況	☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない
キ. 設置している工場等又は加盟している工場等における従業員への取組方針の周知の実施状況及びエネルギーの使用の合理化に関する教育の実施状況	☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない
ク. 設置している工場等又は加盟している工場等に係る名称、所在地及びエネルギー使用量を記載した書面並びにア. の管理体制、ウ. の取組方針及びエ. の遵守状況・評価結果を記載した書面の作成、更新、保管状況	☐ 整備している ☐ 一部整備している ☐ 整備していない（整備完了予定年 年度）
<u>II エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置</u>	
<u>ISO50001 の活用状況</u>	☐ <u>認証取得している</u> ☐ <u>認証取得を検討している</u> （取得予定年 年度） ☐ <u>検討していない</u>

特定－第9表　その他事業者が実施した措置

1 エネルギーの使用の合理化に関する事項

[illegible]

2 電気の需要の平準化に資する措置に関する事項

[illegible]

3 新設した発電専用設備に関する事項（該当する事業者のみ記入）

設備の名称	
設備を設置した工場等の名称	
設備を設置した工場等の所在地	〒
運転開始年月日	
設備容量(kW)	
燃料種ごとの基本情報 (①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比(%）、④原料原産国(バイオマス燃料のみ記入))	
設計効率(発電端・HHV)(%)	
設備から得られる電気のエネルギー量(千 kWh)	
設備から得られる熱のエネルギーのうち熱として活用された量(GJ)	
設備に投入するエネルギー量(GJ)	
設備に投入する副生物のエネルギー量(GJ) 設備に投入するバイオマス燃料のエネルギー量(GJ)	
発電専用設備の新設に当たっての措置の適用に関する配慮事項	

- 備考 1 電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であって、当該年度に運転開始したもののみ記入すること。ただし、離島に設置したものは除く。
- 2 「燃料種ごとの基本情報」の欄には、新設時に想定する項目を記入すること。
- 3 「設計効率」の欄には、新設時に想定する定格時の発電効率を記入すること。
- 4 バイオマス燃料を混焼する場合のみ、「設計効率」の欄にはバイオマス燃料の代わりに石炭等の化石燃料を使用することを想定した設計効率を記入し、括弧内にバイオマス燃料を使用する場合の設計効率を記入すること
- 5 「設備から得られる電気のエネルギー量」「設備から得られる熱のエネルギーのうち熱として活用された量」「設備に投入するエネルギー量」「設備に投入する副生物のエネルギー量」「設備に投入するバイオマス燃料のエネルギー量」の欄には、「設計効率」の欄に記入する発電効率の算出に関して用いた新設時に想定する年間の量を記入すること。

4 バイオマス混焼を行う発電専用設備に関する事項（該当する事業者のみ記入）

報告対象年度														
設備の名称														
設備を設置した工場等の名称														
設備を設置した工場等の所在地	〒													
運転開始年月日														
設備容量(kW)														
設計効率(発電端・HHV) (%)														
燃料種ごとの基本情報 (①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比(%）、④原料原産国(バイオマス燃料のみ記入))														
設備から得られた電気のエネルギー量(千 kWh)														
設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量(GJ)														
設備に投入したエネルギー量(GJ)														
設備に投入した副生物のエネルギー量(GJ)														
設備に投入したバイオマス燃料のエネルギー量(GJ)														
月別バイオマス燃料熱量構成比(%)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	
月別実績効率(発電端・HHV) (%)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	

- 備考 1 電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業の用に供するバイオマス混焼を行う発電専用設備であって、平成28年度以降に運転開始したもののみ記入すること。
- 2 「設計効率」の欄には、当該設備の新設時に報告した様式第9の特定－第9表3の「設計効率」の欄又は様式第11の特定－第9表3の「設計効率」の欄に記入した数値を記入すること。
- 3 「設備から得られた電気のエネルギー量」「設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量」「設備に投入したエネルギー量」「設備に投入した副生物のエネルギー量」「設備に投入したバイオマス燃料のエネルギー量」の欄には、「月別実績効率」の「平均」の欄に記入する発電効率の算出に関して用いた新設時に想定する年間の量を記入すること。
- 4 「月別実績効率」の欄には、バイオマス燃料を使用する場合の実績効率を記入すること。

特定一第10表 事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等の一覧

[illegible]

特定－第 1 1 表 現在エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第 6 条に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における細分類番号				工場等に係る事業の名称	エネルギーの使用量（原油換算 kl）
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						

- 備考 1 本表に記載した工場等については、当該工場等ごとに指定－第 1 表から第 1 0 表までに定められた事項を報告すること。
- 2 備考 1 の報告の際には、指定－第 1 表から第 1 0 表までの「エネルギー管理指定工場等」を「現在エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第 6 条に定める数値以上の工場等」とみなす。
- 3 備考 1 の報告の際には、指定－第 1 表の「エネルギー管理指定工場等番号」及び「エネルギー管理者（員）の職名・氏名・連絡先」の欄は記入不要。

特定－第 1 2 表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

排出年度： _____ 年度

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番 号	事 業 分 類					エネルギーの使用に伴って 発生する二酸化炭素		
特定事業者 全体	主たる事業					t・CO ₂		
	細分類番号							
	当該事業を 所管する大臣							
	商標又は 商号等							
1	工場等に係る 事 業 の 名 称					t・CO ₂		
	細 分 類 番 号							
	当 該 事 業 を 所 管 す る 大 臣							
2	工場等に係る 事 業 の 名 称					t・CO ₂		
	細 分 類 番 号							
	当 該 事 業 を 所 管 す る 大 臣							
3	工場等に係る 事 業 の 名 称					t・CO ₂		
	細 分 類 番 号							
	当 該 事 業 を 所 管 す る 大 臣							

備考 1 排出年度の欄には、当該年度を記入すること。

2 番号 1 から 3 までの項には、事業分類ごとに合計した温室効果ガス算定排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が 4 分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。

3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

4 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。

- （1） 燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- （2） 他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- （3） 他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

5 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、備考 4（2）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて特定－第 12 表の 4 の 1 及び 4 の 2 にも必要事項を記載すること。

6 本報告に係る特定排出者が、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合は、本表に加えて特定－第 12 表の 2 に必要事項を記載すること。

7 特定連鎖化事業者にあつては、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。

2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している特定排出者に係る燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類					エネルギーの使用に伴って 発生する二酸化炭素	
特定事業者 全体	主たる事業					t・CO ₂	
	細分類番号						
	当該事業を所管する大臣						
1	工場等に係る事業の名称					t・CO ₂	
	細分類番号						
	当該事業を所管する大臣						
2	工場等に係る事業の名称					t・CO ₂	
	細分類番号						
	当該事業を所管する大臣						
3	工場等に係る事業の名称					t・CO ₂	
	細分類番号						
	当該事業を所管する大臣						

- 備考 1 番号 1 から 3 までの項には、事業分類ごとに合計した排出量を記入すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が 4 分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
- 2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、特定－第 12 表の 1 の備考 4（1）に掲げる量を記載すること。
- 3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

3 事業者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	t-CO ₂
--------------	-------------------

備考 調整後温室効果ガス排出量の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量を記載する。

4の1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /kWh		

備考 本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

4の2 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /kWh		

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

5 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

- 備考 1 本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。
- 2 他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、特定－第 12 表の 4 の 1 及び 4 の 2 に記載すること。

6 の 1 調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量の量

種 別	合 計 量
1 .	t-CO ₂
2 .	t-CO ₂
3 .	t-CO ₂
4 .	t-CO ₂

- 備考 本表の各欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量を記載すること。併せて、特定－第 1 2 表の 6 の 2 に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、特定－第 1 2 表の 6 の 3 に、本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を記載すること。

6 の 2 国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
クレジット特定番号等	無効化日 又は 移転日	無効化量 又は 移転量
～		t・CO ₂
～		t・CO ₂
～		t・CO ₂
～		t・CO ₂
合 計 量		t・CO ₂

- 備考 1 本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
- 2 算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
- 3 国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。
- 4 クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。
- 5 無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
- 6 無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
- 7 本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、特定排出者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

6 の 3 海外認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
識別番号	無効化日	無効化量
		t・CO ₂
		t・CO ₂
		t・CO ₂
		t・CO ₂
合 計 量		t・CO ₂

- 備考 1 本表は、海外認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
- 2 算定に用いた海外認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
- 3 識別番号の欄には、無効化した海外認証排出削減量を識別する番号の全て（制度記号、ホスト国名コード、クレジット発行国名コード、クレジットブロックのユニット開始番号、クレジットブロックのユニット終了番号、プロジェクト番号、クレジット発行回数、クレジット発行年、排出削減年を示す、アルファベット、記号及び数字）を記載すること。
- 4 無効化日の欄には、排出量調整無効化を行った日付を記載すること。
- 5 本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、特定排出者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

7 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有	その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有
	2. 無		2. 無

備考 1 本報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第 1 項の請求に係るものである場合は、左欄「1. 有」に○をすること。

2 同法第32条第 1 項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。

3 本表の「1. 有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付すること。

エネルギー管理指定工場等単位の報告

指定－第1表 エネルギー管理指定工場等の名称等

エネルギー管理指定工場等番号					
エネルギー管理指定工場等の名称					
エネルギー管理指定工場等の所在地	〒				
主たる事業					
細分類番号					
エネルギー管理者（員）の 職名・氏名・連絡先	職名 氏名 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 電話（ － － ） FAX（ － － ） メールアドレス				

指定－第2表 エネルギー管理指定工場等のエネルギーの使用量及び販売した副生エネルギーの量

エネルギーの種類			単位	年度						
				使用量		販売した副生エネルギーの量		購入した未利用熱の量		
										数値
燃 料 及 び 熱	原油（コンデンセートを除く。）		kl							
	原油のうちコンデンセート（NGL）		kl							
	揮発油		kl							
	ナフサ		kl							
	灯油		kl							
	軽油		kl							
	A重油		kl							
	B・C重油		kl							
	石油アスファルト		t							
	石油コークス		t							
	石油ガス	液化石油ガス（LPG）	t							
		石油系炭化水素ガス	千m ³							
	可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）	t							
		その他可燃性天然ガス	千m ³							
	石炭	原料炭	t							
		一般炭	t							
		無煙炭	t							
	石炭コークス		t							
	コールタール		t							
	コークス炉ガス		千m ³							
	高炉ガス		千m ³							
	転炉ガス		千m ³							
	その他の燃料	都市ガス	千m ³							
		（ ）								
	産業用蒸気		GJ							
	産業用以外の蒸気		GJ							
	温水		GJ							
	冷水		GJ							
	小計		GJ							
電 気	電気事業者	昼間買電	千 kWh							
		夏期・冬期における電気需要平準化時間帯	千 kWh	（ ）	①					
		夜間買電	千 kWh							
	その他	上記以外の買電	千 kWh							
		自家発電	千 kWh							
	小計		千 kWh							
合 計GJ										
原油換算 kl				②		③		④'		
前年度原油換算 kl										
対前年度比（％）										

備考 「夏期・冬期における電気需要平準化時間帯」については、昼間買電の内数であるため「（ ）」としている。「電気」の「小計」で重複計上しないこと。

指定－第3表 エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備及びエネルギーを消費する主要な設備の概要、稼働状況及び新設、改造又は撤去の状況

	設 備 の 名 称	設 備 の 概 要	稼 働 状 況	新設、改造又は 撤去の状況
エネルギーの使用の合理化に関する設備				
上記以外のエネルギーを消費する主要な設備				

指定－第4表 エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値

	年度	対前年度比 (%)
生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (名称:) (単位:)	◎	

指定－第5表 エネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位

1 エネルギーの使用に係る原単位

	年度	対前年度比 (%)
原単位= $\frac{\text{エネルギー使用量 (原油換算kl)} \text{ (指定-第2表㉔-㉖-㉖') }}{\text{生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (指定-第4表㉔)}}$		

2 電気需要平準化評価原単位

	年度	対前年度比 (%)
電気需要平準化評価原単位 = $\frac{\text{電気需要平準化時間帯買電量評価後のエネルギー使用量 (原油換算kl)}}{\text{生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (指定-第4表㉔)}}$		

備考 電気需要平準化時間帯買電量評価後のエネルギー使用量 (原油換算 kl) は、以下の算定式により計算する。
下式中の記号は、指定-第2表中の記号を指す。また、評価係数は 1.3 とする。

$$\begin{aligned} &\text{電気需要平準化時間帯買電量} \\ &\text{評価後のエネルギー使用量 (原油換算 kl)} = \text{㉔} + \text{㉖} \times (\text{評価係数} - 1) \times 0.0258 - \text{㉖} - \text{㉖}' \end{aligned}$$

指定－第6表 過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位の変化状況

1 エネルギーの使用に係る原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間平均 原単位変化
エネルギーの使用に係る原単位						
対前年度比 (%)		㉔	㉔'	㉔''	㉔'''	

2 電気需要平準化評価原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間平均 原単位変化
電気需要平準化評価原単位						
対前年度比 (%)		㉔'	㉔''	㉔'''	㉔''''	

指定－第 7 表 エネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位が改善できなかった場合の理由

- 1 過去 5 年度間のエネルギーの使用に係る原単位が年平均 1 % 以上改善できなかった場合（イ）又はエネルギーの使用に係る原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

（イ）の理由
（ロ）の理由

備考 （イ）及び（ロ）共に該当する場合、双方記載すること。

- 2 過去 5 年度間の電気需要平準化評価原単位が年平均 1 % 以上改善できなかった場合（ハ）又は電気需要平準化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ニ）の理由

（ハ）の理由
（ニ）の理由

備考 （ハ）及び（ニ）共に該当する場合、双方記載すること。

指定一第8表 エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況（1又は2のいずれかに記入すること。）

1 工場等であつて専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等における判断の基準の遵守状況（法第5条第1項第1号関係）

対象項目 (設備)	運転の管理	計測及び記録	保守及び点検	新設に当たっての措置
(1) 空調設備、換気設備	空調設備、換気設備の管理 管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定 管理標準に定めている管理の状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	空調設備、換気設備に関する計測及び記録 計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	空調設備、換気設備の保守及び点検 保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	空調設備、換気設備の新設に当たっての措置 ☐ 新設の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設していない
(2) ボイラー設備、給湯設備	ボイラー設備、給湯設備の管理 管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定 管理標準に定めている管理の状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	ボイラー設備、給湯設備に関する計測及び記録 計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	ボイラー設備、給湯設備の保守及び点検 保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	ボイラー設備、給湯設備の新設に当たっての措置 ☐ 新設の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設していない
(3) 照明設備、昇降機、動力設備	照明設備、昇降機の管理 管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定 管理標準に定めている管理の状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	照明設備に関する計測及び記録 計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	照明設備、昇降機、動力設備の保守及び点検 保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	照明設備、昇降機の新設に当たっての措置 ☐ 新設の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設していない
(4) 受変電設備	受変電設備の管理 管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定 管理標準に定めている管理の状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	受変電設備に関する計測及び記録 計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	受変電設備の保守及び点検 保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	受変電設備の新設に当たっての措置 ☐ 新設の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設していない
BEMS				BEMSの新設に当たっての措置 ☐ BEMSを採用した ☐ BEMSを採用していない

(5) ガスタービン、蒸気タービン、ガスエンジン等専ら発電のみに供される設備（発電専用設備）、コージェネレーション設備	発電専用設備、コージェネレーション設備の管理	発電専用設備、コージェネレーション設備に関する計測及び記録	発電専用設備、コージェネレーション設備の保守及び点検	発電専用設備、コージェネレーション設備の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	☐ 新設の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設していない
	管理標準に定めている管理の状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	
(6) 事務用機器、民生用機器	事務用機器の管理			事務用機器、民生用機器の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定			☐ 新設の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設していない
	管理標準に定めている管理の状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない			
(7) 業務用機器	業務用機器の管理	業務用機器に関する計測及び記録	業務用機器の保守及び点検	業務用機器の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	☐ 新設の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設していない
	管理標準に定めている管理の状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	
(8) 事業場の居室等を賃貸している事業者は、事業場の居室等を賃借している事業者（以下「賃借事業者」という。）に対するエネルギー使用量についての情報提供			☐ 情報提供している ☐ 一部の賃借事業者に情報提供している ☐ 情報提供していない	

2 工場等（専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を除く工場等）における判断の基準の遵守状況（法第5条第1項第2号関係）

対象項目（設備）	運転の管理	計測及び記録	保守及び点検	新設に当たっての措置
(1) 燃料の燃焼の合理化	燃料の燃焼の管理 管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済（ %） ☐ 未設定 管理標準に定めている管理の状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	燃料の燃焼に関する計測及び記録 計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済（ %） ☐ 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	燃焼設備の保守及び点検 保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済（ %） ☐ 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	燃焼設備の新設に当たっての措置 ☐ 新設の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設していない
(2) 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化				
(2-1) 加熱設備等	加熱及び冷却並びに伝熱の管理 管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済（ %） ☐ 未設定 管理標準に定めている管理の状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	加熱等に関する計測及び記録 計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済（ %） ☐ 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	加熱等を行う設備の保守及び点検 保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済（ %） ☐ 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	加熱等を行う設備の新設に当たっての措置 ☐ 新設の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設していない
(2-2) 空調調和設備、給湯設備	空調調和設備、給湯設備の管理 管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済（ %） ☐ 未設定 管理標準に定めている管理の状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	空調調和設備、給湯設備に関する計測及び記録 計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済（ %） ☐ 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	空調調和設備、給湯設備の保守及び点検 保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済（ %） ☐ 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	空調調和設備、給湯設備の新設に当たっての措置 ☐ 新設の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設していない
(3) 廃熱の回収利用	廃熱の回収利用の基準 管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済（ %） ☐ 未設定 管理標準に定めている管理の状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	廃熱に関する計測及び記録 計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済（ %） ☐ 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	廃熱回収設備の保守及び点検 保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済（ %） ☐ 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	廃熱回収設備の新設に当たっての措置 ☐ 新設の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設していない
(4) 熱の動力等への変換の合理化				
(4-1) 発電専用設備	発電専用設備の管理 管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済（ %） ☐ 未設定 管理標準に定めている管理の状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	発電専用設備に関する計測及び記録 計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済（ %） ☐ 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	発電専用設備の保守及び点検 保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済（ %） ☐ 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	発電専用設備の新設に当たっての措置 ☐ 新設の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設していない

(4-2) コージェネレーション設備	コージェネレーション設備の管理	コージェネレーション設備に関する計測及び記録	コージェネレーション設備の保守及び点検	コージェネレーション設備の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	☐ 新設の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設していない
	管理標準に定めている管理の状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	
(5) 放射、伝導、抵抗等によるエネルギーの損失の防止				
(5-1) 放射、伝導等による熱の損失の防止		熱の損失に関する計測及び記録	熱利用設備の保守及び点検	熱利用設備の新設に当たっての措置
		計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	☐ 新設の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設していない
		管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	
(5-2) 抵抗等による電気の損失の防止	受変電設備及び配電設備の管理	受変電設備及び配電設備に関する計測及び記録	受変電設備及び配電設備の保守及び点検	受変電設備及び配電設備の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	☐ 新設の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設していない
	管理標準に定めている管理の状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	
(6) 電気の動力、熱等への変換の合理化				
(6-1) 電動力応用設備、電気加熱設備等	電動力応用設備、電気加熱設備等の管理	電動力応用設備、電気加熱設備等に関する計測及び記録	電動力応用設備、電気加熱設備等の保守及び点検	電動力応用設備の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	☐ 新設の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設していない
	管理標準に定めている管理の状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	
(6-2) 照明設備、昇降機、事務用機器、民生用機器	照明設備、昇降機、事務用機器の管理	照明設備に関する計測及び記録	照明設備、昇降機、事務用機器の保守及び点検	照明設備、昇降機、事務用機器、民生用機器の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	☐ 新設の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設していない
	管理標準に定めている管理の状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	

指定一第9表 その他実施した措置

1 エネルギーの使用の合理化に関する事項

[illegible]

2 電気の需要の平準化に資する措置に関する事項

[illegible]

指定一第10表 エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	t-CO ₂
-----------------------	-------------------

- 備考 1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。
- （1） 燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
 - （2） 他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
 - （3） 他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- 2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、備考1（2）掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて指定一第10表の3にも必要事項を記載すること。

2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等において燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	t-CO ₂
-----------------------	-------------------

- 備考 本報告に係る工場等が、主たる事業として行う電気事業の用に供する発電所又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等である場合は、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、第10表の1の備考1（1）に掲げる量を記載すること。

3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /kWh		

- 備考 本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

4 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

- 備考 1 本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。
- 2 他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定－第 10 表の 3 に記載すること。

5 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無	その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無
------------------------------------	--------------	-----------------------------------	--------------

- 備考 1 本エネルギー管理指定工場等に係る報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第 1 項の請求に係るものである場合は、左欄「1. 有」に○をすること。
- 2 同法第32条第 1 項の規定による本エネルギー管理指定工場等に係る情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。
- 3 本表の「1. 有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付すること。

備 考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 文字は、かい書でインキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
- 3 報告書冒頭の※印を付した「受理年月日」欄及び「処理年月日」欄は記入しないこと。
- 4 特定一第 1 表の特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記入すること。
- 5 特定一第 2 表の使用量の欄には、特定事業者にあつては、設置するすべての工場等（特定連鎖化事業者にあつては、設置するすべての工場等及び加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等）の前年度におけるエネルギーの使用量を、エネルギーの種類ごとに固有単位での値及び熱量換算した値を記入すること。
- 6 指定一第 2 表には、第一種エネルギー管理指定工場等又は第二種エネルギー管理指定工場等の前年度におけるエネルギーの使用量を、エネルギーの種類ごとに固有単位での値及び熱量換算した値を記入すること。
- 7 特定一第 2 表及び指定一第 2 表の使用していない種類のエネルギーの欄は、省略することができる。
- 8 特定一第 2 表及び指定一第 2 表の販売した副生エネルギーの量の欄には、エネルギーの種類ごとに販売したエネルギーを記入すること。
- 9 特定一第 2 表及び指定一第 2 表の購入した未利用熱の量の欄には、熱の種類ごとに購入したエネルギーを記入すること。
- 10 特定一第 2 表及び指定一第 2 表の「その他の燃料」の「都市ガス」の下欄には、製油所ガス等の燃料の種類を（ ）内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。
- 11 特定一第 2 表及び指定一第 2 表の「夏期・冬期における電気需要平準化時間帯」とは、工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針（平成 25 年経済産業省告示第 号）において規定される時間帯を指す。
- 12 販売した電気の量は、特定一第 2 表及び指定一第 2 表の「自家発電」の「販売した副生エネルギーの量」の欄に記入すること。
- 13 特定一第 2 表及び指定一第 2 表の「自家発電」の販売した副生エネルギーの量の欄に記入する熱量換算した値は、電気の量 1 キロワット時を熱量 9, 7 6 0 キロジュールとして換算した値、又は当該電気を発生させるために使用した燃料の発熱量に換算した値を用いること。
- 14 特定一第 2 表及び指定一第 2 表のうち G J を単位として記入するものについては、必要に応じ、単位を T J（テラジュール）、P J（ペタジュール）に代えて記入することができる。
- 15 特定一第 2 表及び指定一第 2 表のエネルギーの使用量の合計を算出する場合には、エネルギーとエネルギーから発生した副生物の両者を加算することを要しない。なお、この際、加算しなかったエネルギーの種類及びその量を特定一第 2 表及び指定一第 2 表の下に注記すること。
- 16 特定一第 2 表、特定一第 4 表、指定一第 2 表、指定一第 4 表、指定一第 5 表及び指定一第 6 表の上段の欄には、当該年度を記入すること。また、各表の「対前年度比」の欄には、前年度に提出した定期報告書において記載した値（指定一第 4 表及び指定一第 5 表については、前年度値は原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値）を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$\text{対前年度比（\%）} = \frac{\text{当該年度値}}{\text{前年度値}} \times 100（\%）$$

- 17 特定一第 3 表の欄㊸及び指定一第 4 表の欄㊹の「生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値」には、生産量、生産額等又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値を記載し、その名称及び単位を（ ）内に記入すること。いずれを選択するかについては、年間を通じ同一のものとし、前年度以前に報告をした場合には、原則としてその際に記載したものと同一のものを記載すること。なお、一つの工場において複数の製品を生産している場合等においては、当該工場における主たる製品を定め、主たる製品の生産量と、その他の製品を生産するのに要したエネルギー量で主たる製品を生産したとした場合の主たる製品の生産量を合計した値を工場全体の生産数量として記載することができる。

18 特定－第3表及び指定－第5表の「原単位」とは、単位生産数量等当たりのエネルギー消費量をいう。
19 特定－第3表1における事業者の全体又は事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位等の求め方は、以下のとおりとする。

- (1) 特定事業者が設置するすべての工場等又は特定連鎖化事業者が設置するすべての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係るすべての工場等を、日本標準産業分類細分類番号（4桁）ごと（以下「事業分類ごと」という。）に整理する。ただし、事業の分類番号が同一であっても事業の内容が異なる場合には、事業の内容ごとに整理することができる。
- (2) 事業ごとに、生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（⑤）について検討する。
- (3) ⑤がそれぞれの事業で同じ単位、もしくは共通の⑤に換算可能であり、事業者全体の原単位⑥が算出可能な場合は、以下のア.により事業者全体としてのエネルギーの使用に係る原単位を算出する。

ア. 事業者全体としての原単位⑥が算出可能な場合

事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体のエネルギーの使用に係る原単位⑥を求める。

(ア) エネルギーの使用量の合計（原油換算 kl）・・・ ①

(イ) 販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算 kl）・・・ ②

(ウ) 購入した未利用熱の量の合計（原油換算 kl）・・・ ③'

(エ) $① - ② - ③'$ ・・・ ④

(オ) 生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・ ⑤

(カ) 事業分類ごとの④及び⑤を事業者全体で合計し、それぞれの合計値⑩、⑪を求めることにより、事業者全体のエネルギーの使用に係る原単位⑥＝⑩／⑪が求められる。

(キ) ⑥と前年度の原単位⑧の比・・・ ⑦

- (4) ⑤が事業ごとに異なり、事業者全体の原単位⑥が算出困難な場合は、以下のア.により事業者のエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比⑧を算出する。

ア. 事業者全体としての原単位⑥の算出が困難な場合

事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の原単位の対前年度比⑧を求める。

(ア) エネルギーの使用量の合計（原油換算 kl）・・・ ①

(イ) 販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算 kl）・・・ ②

(ウ) 購入した未利用熱の量の合計（原油換算 kl）・・・ ③'

(エ) $① - ② - ③'$ ・・・ ④

(オ) 事業分類ごとの④の値の、事業者全体の合計値に対する構成割合（%）・・・ ⑤

(カ) 生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・ ⑥

(キ) エネルギーの使用に係る原単位・・・ $④ / ⑥ = ⑦$

(ク) エネルギーの使用に係る前年度の原単位・・・ ⑧

(ケ) 事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比（%）・・・ ⑨

(コ) 事業ごとのエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比⑨を⑤の重みで加重平均し、事業者全体の原単位の対前年度比を求める。 $⑧ = ① + ② + ③ + \dots$

20 特定－第3表2における事業者の全体又は事業分類ごとの電気の需要の平準化に資する措置を評価したエネルギーの使用に係る原単位（以下「電気需要平準化評価原単位」という。）等の求め方は、以下のとおりとする。なお、特定事業者が設置するすべての工場等又は特定連鎖化事業者が設置するすべての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係るすべての工場等の事業分類、③の構成割合（④）、事業ごとの生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（⑤）については、特定－第3表1における算定と同じとすること。

- (1) ⑤がそれぞれの事業で同じ単位、もしくは共通の⑤に換算可能であり、事業者全体の電気需要平準化評価原単位⑥'が算出可能な場合は、以下のア.により事業者全体としての電気需要平準化評価原単位を算出する。

ア. 事業者全体としての電気需要平準化評価原単位⑥'が算出可能な場合

事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要平準化評価原単位⑥'を求める。

(ア) エネルギーの使用量の合計（原油換算 kl）・・・ ①

(イ) 電気需要平準化時間帯の買電量の合計（原油換算 kl）・・・ ②'

(ウ) 販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算 kl）・・・ ③

- (エ) 購入した未利用熱の量の合計（原油換算 kl）・・・ ⑥’
 (オ) $(A+A') \times (\text{評価係数} - 1) - (B-B')$ ・・・ ⑦’
 (カ) 生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・ ⑧
 (キ) 事業分類ごとの⑦’及び⑧を事業者全体で合計し、それぞれの合計値⑨’、⑩を求めることにより、事業者全体の電気需要平準化評価原単位⑪’=⑨’/⑩が求められる。
 (ク) ⑪’と前年度の原単位⑫’の比・・・ ⑬’

- (2) ⑧が事業ごとに異なり、事業者全体の電気需要平準化評価原単位⑪’が算出困難な場合は、以下のア.により事業者の電気需要平準化評価原単位の対前年度比⑭’を算出する。

ア. 事業者全体としての原単位⑪’の算出が困難な場合

事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要平準化評価原単位の対前年度比⑭’を求める。

- (ア) エネルギーの使用量の合計（原油換算 kl）・・・ ①
 (イ) 電気需要平準化時間帯の買電量の合計（原油換算 kl）・・・ ②’
 (ウ) 販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算 kl）・・・ ③
 (エ) 購入した未利用熱の量の合計（原油換算 kl）・・・ ⑥’
 (オ) $(A+A') \times (\text{評価係数} - 1) - (B-B')$ ・・・ ⑦’
 (カ) 事業分類ごとの⑦’の値の、事業者全体の合計値に対する構成割合（%）・・・ ④
 (キ) 生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・ ⑧
 (ク) 電気需要平準化評価原単位・・・ ⑦’/⑧=⑤’
 (ケ) 前年度の電気需要平準化評価原単位・・・ ⑥’
 (コ) 事業分類ごとの電気需要平準化評価原単位の対前年度比（%）・・・ ⑨’
 (サ) 事業ごとの電気需要平準化評価原単位の対前年度比⑨’を④の重みで加重平均し、事業者全体の電気需要平準化評価原単位の対前年度比を求める。⑭’=①’+②’+③’+・・・

- 2 1 特定－第4表及び指定－第6表の上段の欄には、当該年度を含む直近5年間の年度を記入すること。また、「エネルギーの使用に係る原単位」及び「電気需要平準化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。なお、特定－第3表1及び2において事業者全体の原単位⑪及び事業者全体の電気需要平準化評価原単位⑪’が算出困難であった場合は、「エネルギーの使用に係る原単位」及び「電気需要平準化評価原単位」は空欄とし、「対前年度比」に⑭及び⑭’を記入すること。

- 2 2 特定－第4表及び指定－第6表の「5年度間平均原単位変化」の欄には、エネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位の過去5年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の4乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下のとおり。

(1) エネルギーの使用に係る原単位

$$5 \text{ 年度間平均原単位変化 (\%)} = (J \times K \times L \times M)^{1/4} \text{ (\%)} \text{ 又は}$$

$$5 \text{ 年度間平均原単位変化 (\%)} = (d \times e \times f \times g)^{1/4} \text{ (\%)} \text{ 又は}$$

(2) 電気需要平準化評価原単位

$$5 \text{ 年度間平均原単位変化 (\%)} = (J' \times K' \times L' \times M')^{1/4} \text{ (\%)} \text{ 又は}$$

$$5 \text{ 年度間平均原単位変化 (\%)} = (d' \times e' \times f' \times g')^{1/4} \text{ (\%)} \text{ 又は}$$

- 2 3 特定－第5表は、例えば「(ロ)の理由」が「(イ)の理由」と同様になる場合には、「(イ)と同じ」と記入してもよい。

- 2 4 特定－第6表は、事業者が工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成21年経済産業省告示第66号）に定めるベンチマーク指標の対象となる事業（以下「ベンチマーク対象事業」という。）を行っている場合に、ベンチマーク対象事業の名称、ベンチマーク指標の状況及びベンチマーク対象事業のエネルギー使用量について記入すること。

- 2 5 特定－第7表は、事業者がベンチマーク対象となる事業を行っている場合に、ベンチマークの状況に関し、参考となる情報を記載すること。

- 2 6 特定－第8表は、該当するものに■印を付すこと。また、該当しない項目については、欄全体に斜線を引くこと。

- 2 7 特定－第10表は、特定事業者が設置するすべての工場等又は特定連鎖化事業者が設置するすべての工場等及び加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等のうち、第一種エネルギー管理指定工場等又は第二種エネルギー管理指定工場等の指定を受けている工場等をすべて記入すること。指定区分の変更が必要な場合は、「(指定区分の変更手続きが必要□)」欄に■印を付すこと。

- 28 特定 - 第 1 1 表は、現在エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第 6 条に定める数値以上の工場等をすべて記入すること。
- 29 特定 - 第 1 2 表及び指定 - 第 1 0 表の記入に当たっては、特定 - 第 1 2 表及び指定 - 第 1 0 表に記載された備考欄を参照すること。
- 30 指定 - 第 2 表の「産業用蒸気」、「産業用以外の蒸気」、「温水」、「冷水」の使用量を熱量換算する際、別表第 2 に規定する換算係数に代えて、当該熱を発生させるために使用された燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該係数の根拠となる資料を添付すること。
- 31 指定 - 第 2 表に記入する際に、都市ガスについては、供給会社等から提示された単位発熱量を指定 - 第 2 表欄外に記入すること。
- 32 指定 - 第 3 表は、原則として各設備の年間のエネルギーの使用量の合計が、当該工場の総エネルギー使用量の 8 割を網羅するよう記入すること。
- 33 指定 - 第 8 表は、専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等（法第 5 条第 1 項第 1 号）に該当する場合は 1、それ以外の工場等（法第 5 条第 1 項第 2 号）に該当する場合は 2 について、該当する項目に■印を付し、必要な箇所については数値を記入すること。また、該当しない項目については、当該項目の欄全体に斜線を引くこと。

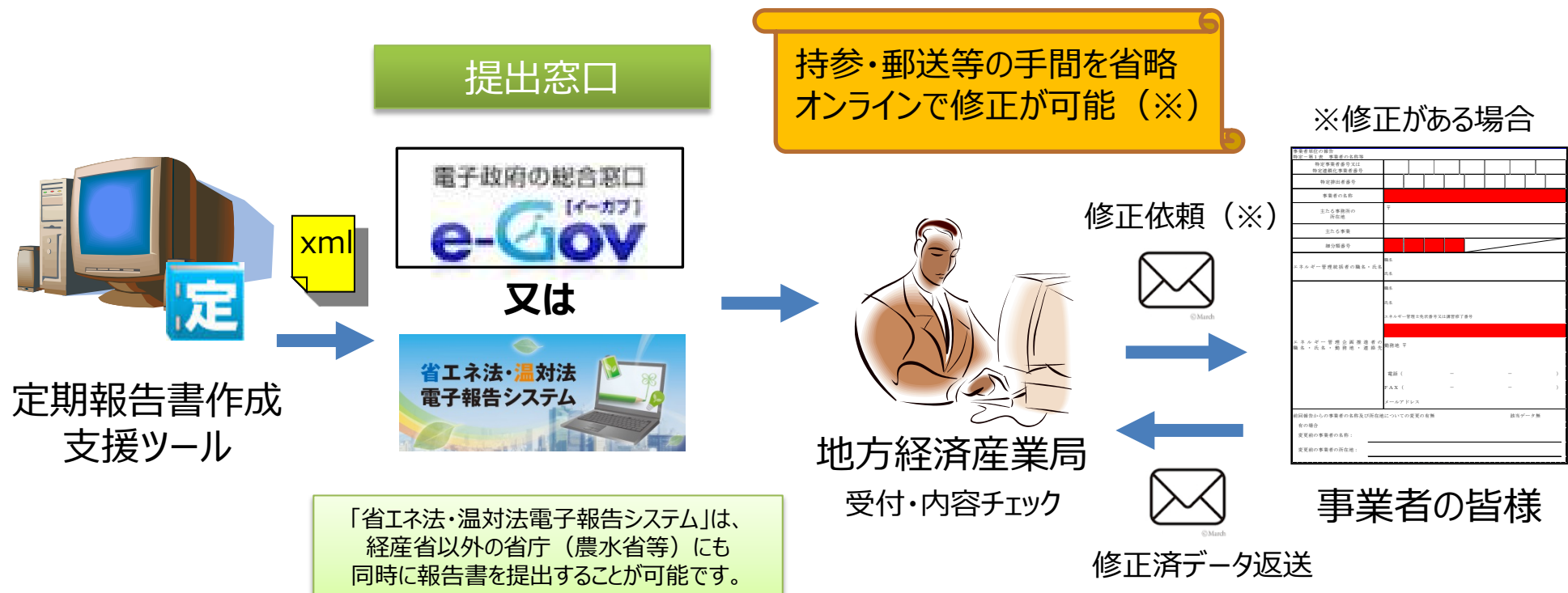
定期報告書等の電子化推進に係る今後の方向性

電子政府の普及および省エネルギー・省資源の観点から、定期報告書及び中長期計画書又は計画書（定期報告書等）の提出について、電子化への一層の推進にご協力をお願いします。

- 提出いただく定期報告書の電子データは、xml形式（※ 1）を原則とします。※ 2
- 電子データの正確性を期するため、「定期報告書作成支援ツール」のご利用をお願いします。

※ 1 xmlとは、複数のシステムにおける情報のやりとりを容易にする電子データの形式です。支援ツールから出力することができます。

※ 2 紙媒体による報告を無効とするものではありません。可能な範囲で電子化へのご協力をお願いいたします。



電子申請を行う前に

- ご利用には、事前に「電子情報処理組織使用届出書」を地方経済産業局へご提出頂く必要があります。
 - 電子申請に必要な I D・P Wを通知いたします。
- ※ご申請から通知まで 1 ヶ月ほど御時間を頂きます。

様式 2 3 電子情報処理組織使用届出書

様式第 2 3 (第 5 8 条関係)

※受理年月日	
※処理年月日	

電子情報処理組織使用届出書

殿

年 月 日

住 所
法人名
代表者の役職名
代表者の氏名 印

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第 5 8 条第 1 項の規定に基づき、同規則第 5 条の届出、第 5 条の 3 の申出、第 6 条第 4 項の申請、第 6 条の 3 の届出、第 6 条の 4 第 3 項の申請、第 6 条の 6 の届出、第 7 条の申出、第 8 条第 3 項の申請、第 9 条の届出、第 1 1 条第 3 項の申請、第 1 3 条の届出 (第 2 2 条において準用する場合を含む。)、第 1 5 条の届出、第 1 7 条の報告、第 2 1 条の申出、第 2 2 条の 3 の届出、第 2 2 条の 5 の申出、第 2 6 条の報告、第 4 2 条の届出、第 4 4 条の申出、第 4 5 条の届出、第 4 6 条の報告に係る電子情報処理組織の使用について届け出ます。

作成担当者連絡先

特定排出者番号	
特定事業者番号(特定連鎖化事業者番号)	
特定荷主番号	
特定輸送事業者指定番号	
所在地	〒
事業所名	
所属部課	
氏名	
電話	
F A X	
メールアドレス	

備考 1 特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定排出者ごとに付された番号を記載すること。



省エネ法・温対法電子報告システムの利用について

省エネ法・温対法電子報告システムを利用①

- 省エネ法・温対法電子報告システムを利用すると、一度に複数省庁宛（※）の提出が可能です。
※省エネ法定期報告書は経済産業大臣並びに事業所管大臣に提出が必要です。



<http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/system>



省エネ法・温対法電子報告システム

ログイン

本システムの稼働時間は7:00～23:00です。

ログインID	
パスワード	
キャпча認証	

p 2 で経済産業局から通知された I D・P Wを入力

パスワードを忘れた場合には、電子申請使用の事前届出を行った窓口へ連絡してください。

ログイン

省エネ法・温対法電子報告システムを利用②

- ① ログイン後は定期報告書作成支援ツールで作成した x m l ファイル（特定表）をアップロード
- ② X m l ファイル（指定表）をアップロード

省エネ法・温対法電子報告システム 前回ログイン日時 2015/05/14 09:16:46
ログイン名:テスト 確認用事業者7

トップページへ ユーザ管理 ユーザ情報詳細

報告書(届出書等)の登録・提出

①報告書(届出書等)の提出準備

②報告書(届出書等)の確認・出力・提出・修正

報告書アップロード

アップロードするファイルを指定してください。

- 省エネ法定定期報告書、温対法報告書において、法第27条第1項の権利利益の保護に係る請求を行う場合には、様式第1の2「権利利益の保護に係る請求書」として、電子報告を行うこと。
- 付で提出先窓口へ提出してください。
- 提出前のエラーチェックが可能な以下の様式での提出にご協力をお願いします。
- 温対法報告書:XML・EXCEL
- 省エネ法定定期報告書(工場等・特定南主):XML
- 省エネ法定定期報告書(貨物・旅客・航空):EXCEL

〔省エネ法定定期報告書(工場等)及び温対法報告書(様式第1)の提出について〕

- 省エネ法定定期報告書(工場等)の指定表を提出する場合は、まず下表で報告書種別「省エネ法定定期報告書(工場等)」を選択し、特定表のダウンロード画面において「報告書本体」欄の「ファイル追加」で「様式」から「指定表」を選択し、指定表のファイルを追加します。
- 温対法報告書(様式第1)の別紙を提出する場合も同様に、報告書基本情報画面において「報告書本体」欄の「ファイル追加」で「様式」から「様式第1(別紙)」を選択し、別紙のファイルを追加します。

特定提出者コード	310000007
報告年度	2016年度 ※当該年度以外の報告書(届出書等)は本システムからは提出できません。提出したいと欲する場合は、ご確認をお願いします。
報告書種別	省エネ法定定期報告書(工場等)
ファイル形式	XML
ファイル選択	参照...

戻る アップロード

本画面でアップロードしても提出とはなりません。報告書(届出書等)一覧から提出をしてください。

① x m l ファイル（特定表）をアップロード

② x m l ファイル（指定表）を追加

省エネ法・温対法電子報告システム 前回ログイン日時 2015/05/14 09:16:46
ログイン名:テスト 確認用事業者7

トップページへ ユーザ管理 ユーザ情報詳細

報告書(届出書等)の登録・提出

①報告書(届出書等)の提出準備

②報告書(届出書等)の確認・出力・提出・修正

報告書基本情報

基本情報	2016年度
報告書	省エネ法定定期報告書(工場等)
特定提出者コード	310000007
報告書形式名	XML

報告書ステータス履歴

ステータス	日時	提出先 (◎:主たる事業所管官庁)	差戻し名	差戻し事由
一時保存データあり	2016/12/14 16:13	--	--	--

報告書本体 ※指定表の提出がある場合は、「ファイル追加」の「様式」から「指定表」を選択し、指定表のファイルを追加します。

Web編集	Web編集	本体一括ダウンロード形式選択	(選択なし)	ダウンロード開始				
ファイル追加	様式	指定表	ファイル形式	XML	ファイル選択	\\mpci990002.ring.mti.go.jp/Drive	参照...	追加
様式	エネルギー管理工場番号	再アップロード	ダウンロード	削除				
特定表	事業者全体	ファイル選択	参照...	再アップロード	ダウンロード	削除		

添付資料

新規アップロード	ファイル形式	(選択なし)	ファイル選択	参照...	新規アップロード
ファイル名	形式	再アップロード	ダウンロード	削除	

補正コメント

補正コメント

省エネ法・温対法電子報告システムを利用③

① 報告書の確認画面を表示

② アップロードした x m l ファイルの入力チェック

省エネ法・温対法電子報告システム

前回ログイン日時 2015/05/14 09:16:46

ログイン名: テスト 確認用事業者7

トップページへ

ユーザ管理

ユーザ情報詳細

報告書(届出書等)の登録・提出

①報告書(届出書等)の提出準備

②報告書(届出書等)の確認・出力・提出・修正

報告書(届出書等)一覧

報告年度	事業名
2016 年度	テスト確認用事業者7

提出ファイル一覧

報告書	ステータス	登録日時	最終更新日時	詳細	提出	取り下げ依頼	削除
温対法報告書(様式第1、様式第2)	一時保存データなし	—	—	—	提出	取り下げ依頼	削除
省エネ法定期報告書(工場等)	一時保存データあり	2016年12月14日 16:10	2016年12月14日 16:17	詳細	入力チェック	—	—
省エネ法定期報告書(特定国主)	一時保存データなし	—	—	—	提出	取り下げ依頼	削除
省エネ法定期報告書(貨物)	一時保存データなし	—	—	—	提出	取り下げ依頼	削除
省エネ法定期報告書(旅客)	一時保存データなし	—	—	—	提出	取り下げ依頼	削除

省エネ法・温対法電子報告システム

前回ログイン日時 2015/05/14 09:16:46

ログイン名: テスト 確認用事業者7

トップページへ

ユーザ管理

ユーザ情報詳細

報告書(届出書等)の登録・提出

①報告書(届出書等)の提出準備

②報告書(届出書等)の確認・出力・提出・修正

報告書作成支援ツールにてエラー箇所を修正し、報告書(届出書等) 基本情報画面から再アップロードをしてください。

【エラー】

- 現在ログインしているユーザの特定排出者コード(番号)と報告書に入力された特定排出者コード(番号)が異なります。
- ログインユーザの特定排出者コード:[310000007]
- 報告書に入力された特定排出者コード:[090015001]
- ログインユーザの特定排出者コードを記載してください。特定排出者コードが変更になった場合は、「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度のヘルプデスク(<http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/questions/>)」へご連絡ください。

【警告】

- 特定-第12表-1(温室効果ガス算定排出量)事業者全体特定連動化事業者の場合は、商標又は商号等を入力してください。

省エネ法定期報告書(様式第9)閲覧

表紙、特定-第1表	特定-第2表	特定-第3,4表	特定-第5,6,7表	特定-第8,9表
特定-第10,11,指定表	特定-第12表	様式第2		

特定-第12表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

※は必須項目です。

排出年度: 2015 年度

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

事業分類		※エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素
特定事業者全体	※主たる事業	行政機関
	※細分類番号	9731
	※当該事業を所管する大臣	経済産業大臣 (選択なし) (選択なし)
	※商標又は商号等	
		15919 t-CO ₂

① 報告書確認画面の表示

② 入力チェック

電子政府の総合窓口（e-Gov）の利用について

電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用①

- 経済産業省宛ての報告書を提出できます。



<http://www.e-gov.go.jp/shinsei/index.html>



電子政府の総合窓口
e-Gov

[e-Govヘルプ](#) [お問合せ](#) [サイトマップ](#) [文字サイズ](#) [+大きく](#) [元に戻す](#) [-小さく](#)

[法令検索](#) [電子申請](#) [行政手続案内検索](#) [パブリックコメント](#) [FAQ よくあるご質問](#)

[ホーム](#) > e-Gov電子申請システム

e-Gov電子申請システム

各府省およびe-Govからのお知らせ [電子申請メニュー](#)

重要なお知らせ

- 2016年12月13日 [e-Gov電子申請システムに関するお知らせ](#)
- 2016年10月19日 [Java実行環境の更新について](#)
- 2016年3月29日 [外部連携API経由による証明書情報追加・更新に関するお知らせ](#)

e-Gov電子申請システムを初めて使用する方へ

[e-Gov電子申請システムを初めて使う方へ](#)

電子申請の始まりから終わりまでの一連の操作の流れをイメージいただけます。

- [電子申請システムとは](#)
- [申請・届出の流れ](#)

[e-Gov電子申請システムの利用準備をする](#)

ご利用環境のセットアップなどを、手順に沿ってご案内いたします。

- [e-Gov電子申請システムご利用ガイド](#)
- [e-Gov電子申請講習会資料](#)

[パーソナライズ](#)

[パーソナライズログイン](#)

- [パーソナライズとは](#)
- [パーソナライズパスワードを忘れた方](#)

[パーソナライズの開設](#)

[電子申請システム](#) [RSS](#)

[運転状況](#)

[正常稼働中](#)

[停止予定](#)

[e-Gov](#)

[厚生労働省](#) [国土交通省](#)

電子申請 関連リンク

電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用②

① 画面を下にスクロールし、「申請（申請者・代理人）」をクリック

② 「省エネ法」で検索

電子申請メニュー

申請・届出 | 申請・届出バック | 状況照会 | 公文書署名検証 | ご利用案内 | 電子申請マニュアル

■ 本人または社会保険労務士などの代理人が申請・届出をする場合

- 申請(申請者・代理人)
申請(申請者・代理人)の手続の申請を行う場合は、こちらから申請してください。
- 署名追加(個別ファイル署名手続)
個別ファイル署名の申請書・添付ファイルに署名を追加する場合は、こちらから行なってください。

■ 複数名で氏名を連ねて申請・届出をする場合

- 連名申請(連名代表者)
連名での申請を行う場合は、こちらから申請してください。
- 連名申請提出
連名申請の提出を行う場合は、こちらから提出してください。

申請(申請者・代理人)とは
連名申請とは

①「申請（申請者・代理人）」をクリック

電子政府の総合窓口
e-Gov

電子申請システム

申請にあたっての確認
ご利用にあたっての注意事項

関連情報
政府認証基盤(GPKI)におけるフィンガープリントについて

e-Gov電子申請手続検索

キーワードを入力	省エネ法
このキーワードを	☒ 全て含む ☐ いずれかを含む
キーワードの検索対象を入力	☒ 手続名から検索 ☐ 手続情報全体から検索
結果表示件数	表示件数 10 件

① 府省を指定する 個別の府省を指定して検索することができます。
府省の指定を行わない場合、全府省が対象となります。

検索 クリア

②「省エネ法」で検索

電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用③

- ① 検索結果中「定期報告書の提出（省エネ法）」をクリック
- ② 申請ボタンをクリック後、必要項目を入力

検索結果一覧

指定したキーワードが含まれる行政手続情報の一覧を表示します。

総件数：2件 1件から2件までを表示 表示件数 10 件ごとに変更する 変更

[定期報告書\(特定荷主\)の提出\(省エネ法\)](#)

■ 手続概要

手続概要:特定荷主が貨物輸送に係るエネルギー使用量等を大臣に報告手続根拠:エネルギーの使用の合理化等に関する法律 第63条第1項エネルギーの使用の合理化等に関する法律 第15条第1項エネルギーの使用の合理化等に関する法律 施行規則 第17条手続対象者:特定事業者又は特定連鎖化事業者提出時期:毎年度7月末日まで手数料:なし相談窓口:提出先と同等

■ その他手続情報

連名不可

[定期報告書の提出\(省エネ法\)](#)

■ 手続概要

手続概要:特定事業者又は特定連鎖化事業者が、その設置している工場等におけるエネルギー使用量等を主務大臣に対して行う報告手続根拠:エネルギーの使用の合理化等に関する法律 第15条第1項エネルギーの使用の合理化等に関する法律 施行規則 第17条手続対象者:特定事業者又は特定連鎖化事業者提出時期:毎年度7月末日まで手数料:なし相談窓口:提出先と同じ審査基準:一標準処理期間:電子:書面:

■ その他手続情報

連名不可

①「定期報告書の提出（省エネ法）」をクリック

電子申請システム

電子申請システム

定期報告書の提出(省エネ法)

電子申請手続の情報 手数料等の情報 記載要領等の情報

■ 手続概要

特定事業者又は特定連鎖化事業者が、その設置している工場等におけるエネルギー使用量等を主務大臣に対して行う報告

電子申請システムによる手続に関する情報

提出方法	e-Gov電子申請
申請書様式	定期報告書
添付情報	【書面による】を、申請書に添付
別送書類	
手続可能時間	原則、24時間365日、電子申請を受け付けるよう運用中。
備考	

この手続を電子申請を利用して申請する場合は、以下から行ってください。

定期報告書の提出 連名不可 申請する

②「申請する」をクリック
入力画面に従い入力

定期報告書等の電子化において必要な様式・ツール等

■ 光ディスク提出票（様式第22）

→定期報告書、中長期計画書及び計画書については、当該提出票を添付することで光ディスクによる電子データでの提出が可能です。

■ 電子情報処理組織使用申請届出（様式第23）

→電子申請の利用をご希望の方は、本届出を事前に所管の地方経済産業局へご提出ください。利用に際し必要なID/パスワードを発行し、通知いたします。

※届出からID/パスワードを発行するまでには日数を要します。ご希望の方はお早めにお手続きください。

■ 定期報告書作成支援ツール：<http://www.enecho.meti.go.jp/notice/topics/003/>

→本ツールを利用することで、定期報告書の電子データを簡易に作成することができます。

※平成28年度提出用の最新版ツールへの更新は、3月上旬を予定しています。

■ 電子政府の総合窓口（e-Gov）：<http://www.e-gov.go.jp/shinsei/index.html>

→従前どおり、経済産業省宛の定期報告書等が提出できます。

■ 省エネ法・温対法電子報告システム：<http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/system>

→経産省を含む複数省庁宛の省エネ法の定期報告書等及び温対法の報告書が提出できます。

※上記システムはそれぞれID/パスワードが異なりますので、利用時にはご注意ください。

各種届出及び報告書等の様式、手続きの詳細については、以下のHP等をご参照いただくか、資源エネルギー庁省エネルギー対策課もしくは最寄りの地方経済産業局までお問合せください。

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/